第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動 向等を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和5年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局から関係分野に関する情報収集等を行った。

政策担当部局からのヒアリング

1 令和5年5月23日 第233回委員会

総合通信基盤局から「相次ぐ電気通信事故への対応」について説明を受け、意 見交換を行った。

説明の概要

1. 背景

近年、電気通信事業者による電気通信事故が相次いで発生していること、またデジタル化が進展した現代社会においてはそれらが国民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な問題となりうることについて、事故報告制度や実際の事故の内容、発生件数等を示しながら説明があった。

2. 通信事故が多発する構造的要因と新たな取組

重大な事故が発生した場合、電気通信事故検証会議において個別の事案ごとに検証を行っており、事故多発の背景に共通する構造的な課題について、同会議では経営層によるガバナンス強化、行政による外部モニタリングの導入等が適当とする報告書が令和5年3月に纏められ、今後、総務省において省令改正などの制度の見直し等を進める予定であることについて説明があった。

- 3. 電気通信事故検証会議における検証内容 個別の事故・事案に対して検証を実施する電気通信事故検証会議の概要及 び同会議における具体的な検証結果について紹介があった。
- 4. 再発防止策の徹底のための行政指導 重大事故に対し総務省が行った行政指導のポイントについて紹介があった。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

【1】行政指導を行った電気通信事業者からの再発防止策について、行政における実施状況の確認は、立入検査ではなく報告書で行うのか。

- 【2】事故の未然防止を目的とした機器ベンダーとの情報共有等は、各社におけるガバナンスの在り方でもあると考えられるが、通信設備に対するリスク管理を機器ベンダーとの契約で求めているのか。
- 【3】事故は起こるという前提で、事故発生後、いかに利用者に周知し、いかに収束させるかが重要。どの事業者もこれらに真摯に取り組み、業界全体で情報共有し対応するための知識が蓄積していることを評価したい。
- 【4】MVNO等の小規模事業者が事故を起こした場合の事業者間ローミング 等の手当は、十分に講じられているか。

- 【1】基本的には各社からの報告書で確認しているが、必要があれば制度的には立入検査も可能。一定程度対策が講じられたと認められる段階になれば、電気通信事故検証会議に報告をいただくこととなる。
- 【2】利用者に安心・安全なサービスを提供するという観点で必要なものについては、事業者自らのガバナンスの中で機器ベンダーとの当該契約の締結の要否を検討してもらい、その客観性を外部モニタリングで点検することとしている。
- 【3】大きな技術革新がある時期に事故は増える傾向にあり、最近の事故は直接的な要因はヒューマンエラーや設備の故障などだが、間接的な要因として5Gやクラウド化のような技術の進展がある。通信サービスが様々な社会経済活動の根幹となる中、事故の影響も非常に大きくなっており、可能な限り事故を発生させず、また事故の影響が最小化できるよう、事業者と連携しモニタリングやガバナンスの強化等を進める必要がある。
- 【4】事故の原因はネットワークにあることが多く、電気通信回線設備を持たないMVNO単独の事故はあまり想定されていないが、事業者間ローミングについては、MVNO利用者も含めてサービス提供が可能となるよう、関係者と調整している。

2 令和5年9月15日 第235回委員会

総合通信基盤局から「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

総務省「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書について、報告書の次の内容のうち1、3~5について、資料に基づき概要の説明があった。

1. 卸協議の適正性の確保に係る制度整備

指定電気通信設備を用いる卸役務の提供に係る協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る電気通信事業法の一部改正(令和4年6月成立、令和5年6月施行)の施行に向けて、規制対象となる卸役務(特定卸役務)の範囲や協議における提示を義務づける情報の範囲等について整理したことについて説明があった。

- 2. 卸検証ガイドラインに基づく検証
- 3. 蒼信事業者が設定する音声接続料の在り方

接続料を互いに支払わない「ビル&キープ方式」の導入も含め、音声接 続料の在り方について検討したことについて説明があった。

4. 接続料等と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)

移動通信分野において、スタックテストの実施手法に関する指針を策定し、当該指針に基づき、MVNOから要望が寄せられたサービス等について、検証を行う合理性を議論するとともに、MNOによる検証の結果の妥当性を確認したことについて説明があった。

5. モバイル接続料の適正性向上

令和4年度の移動通信分野の届出接続料の検証を踏まえ、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要について、接続料算定方法の更なる精緻化等を 議論したことについて説明があった。

- 6. 5 G (S A 方式) 時代におけるネットワーク機能開放
- 7. 固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法
- 8. 加入光ファイバの残置回線に係る接続料算定方法
- 9. 加入光ファイバ等の提供遅延

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】特定卸役務の提供義務や情報提示義務を課す改正法の施行により、事業者間協議等は活発になっているか。今後どのような方法で協議状況を把握するのか。
- 【2】特定卸役務に関して提示される情報の範囲について、固定通信分野では接続料相当額の水準を示す指数の提示が、移動通信分野では接続料相当額の提示が、それぞれ義務付けられているが、両分野でその提示内容に差異があるのはなぜか。

- 【3】卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目を提示させることにより卸料金の低廉化を促すためには、卸役務の個別の費目及びその額を提示させる方法が相応しいと思われるが、そうしなかったのはなぜか。
- 【4】現行の接続制度では、非指定電気通信設備に係る接続料は、非指定電気通信設備設置事業者の言い値になる可能性はないか。非指定電気通信設備に係る接続料について、電気通信事業法に基づく規制はないのか。
- 【5】ビル&キープ方式を既に導入した事例はあるか。また同方式の導入に向け、何か大きなハードルは存在するか。

- 【1】特定卸役務に係る事業者間の協議状況は具体的には把握していないが、 制度改正の効果を見極めるためにも状況を注視したい。状況把握の場として は本研究会も候補の一つである。
- 【2】固定通信分野と移動通信分野で提示すべき情報に差が生じるのは、接続 料算定方法の相違に起因すること等による。
- 【3】卸役務の提供契約の締結は、基本的には相対契約によるものである中、協議の円滑化に資するものとして、提示義務の内容を整理した。今後、事業者間協議がどの程度進展するか状況を注視し、必要に応じて更なる制度整備も検討したい。
- 【4】非指定電気通信設備に係る接続料は原則として事業者間協議で決めることとされているが、電気通信事業法において全く規制がないわけではなく、接続料の水準に関して協議が整わない場合、一方の当事者から総務大臣への裁定申請が可能であり、また、その接続に係る業務の方法等について同法第29条第1項に掲げる事由に該当する場合は、総務大臣が業務改善命令を行うことが可能である。
- 【5】非指定電気通信設備に係る接続については、総務省に接続協定等を届出する必要がないため、非指定電気通信設備に係るビル&キープの導入事例は承知していない。導入に際しては、小規模事業者への影響等が検討課題となっている。

3 令和5年11月15日 第236回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証(令和4年度)年次レポートについて」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

以下について、資料に基づき報告の概要説明があった。

- 1. 電気通信事業分野における市場検証の概要
- 2. 電気通信事業分野における市場動向の分析結果 市場動向の分析にかかる重点的検証に関する項目として①、②、定期的・ 継続的に行っている実態把握の項目として③~⑥について検証を実施。
 - ▶ 移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響(重点的検証項目)
 - ▶ ローカル5G事業における実態の把握(重点的検証項目)
 - ▶ 移動系通信市場
 - ▶ 固定系通信市場
 - ▶ 法人向けサービスの実態把握
 - ▶ 研究開発競争の状況の把握
- 3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果

事業法に基づく禁止行為規制や、これまでの各関係事業者に対する各種要請文書で記載された検証項目に基づき、①~④のとおり検証を実施。

- ➤ 客観的·定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による 不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)
- ▶ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況 等の確認(固定系、移動系)
- ▶ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
- ▶ 未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証
- 4. NTTドコモにおける組織再編に係る検証結果
- 5. 参考資料(令和5年度における市場検証の概要、実施スケジュール)

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】「携帯電話向け通信サービスの契約数の推移」において、MNOとMVN Oとの差が拡大しているが、どのような理由によるものか。
- 【2】「通信モジュール市場」と法人向けサービス市場の「ソリューション」を 書き分けているのはなぜか。
- 【3】「NTTドコモにおける組織再編に係る検証結果」について、グループ外の事業者との合併の場合、電気通信事業法では事前規制の手続は用意されているか。独禁法上の合併規制との関係はどうなっているのか。
- 【4】NTTドコモに関する組織再編の検証は、規制体系の中でどのような位置付けか。仮に公正競争上問題があると認められた場合には、どのような措

置を執ることが想定されているか。

- 【5】NTTレゾナントがNTTドコモとは異なる市場で提供していたサービスについて、合併後の公正競争の影響は検証されているか。関連する市場であれば、抱き合わせサービス等の形で影響があり得るが、その辺りの整理はいかがか。
- 【6】「研究開発競争の状況の把握」において、研究開発が特定の社に集中している状況について、どのように捉えているか。
- 【7】NTT法において、NTTは研究開発が義務付けられているのか。
- 【8】楽天の研究開発費には通信以外も含まれていると考えられるが、電気通信関連の研究開発費のみを比較した方が適切ではないか。また、開発と研究を区別した方が、各費用の位置付けがよく分かるのではないか。

- 【1】MNOが複数の廉価サービスを提供するようになり、MVNOの料金と 近接するといった市場環境が背景にあるのではないかと推測される。
- 【2】法人向けサービス市場では、通信モジュールの販売だけでなく、通信モジュールとソリューションサービスをセットで販売するケースがあり、「ソリューション」という区分を設けている。
- 【3】電気通信事業法における登録の更新の制度は、電気通信事業者がグループ外の事業者と合併を行った場合にも適用されるが、合併自体を直接、事前に規制する規定はない。また独禁法の規制は電気通信事業法とは別の観点から設けられている。
- 【4】NTTドコモに関する組織再編の検証は、「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート」に基づき実施したもの。検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要な場合には、電気通信事業法又はNTT法の各条に基づく要請・行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令などを行うことも想定される。
- 【5】今回の組織再編による市場への影響については、移動系通信市場のほか、 OCNとの関係では ISP市場、OCN光との関係では FTTH市場につい て、それぞれ検証を行い、総じて大幅なシェアの変動は見られなかったとし ている。今後、公正競争上の影響を注視していく必要がある。
- 【6】電気通信市場検証会議では、特定の社に研究開発が集中し他社と差分が生じている状況についての議論は特段なかった。
- 【7】NTT法では、NTTの責務として研究開発の推進が規定されている。
- 【8】電気通信関連のセグメントによる研究開発データを比較する点は、来年度以降の検証の参考としたい。また研究と開発との費用区分については、実

際にデータを収集する際にどのように区分できるか確認し、来年度以降の検 証に生かしたい。

4 令和5年12月18日 第237回委員会

総合通信基盤局から「日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

モバイルは、技術革新のスピードが速くイノベーションが生じやすく、何よりも国民の日々の生活に密着した不可欠なもの。モバイルが納得感のある料金で良質なサービスとなれば、日々の生活はより豊かになる。

このために総務省は、閣議決定された経済対策を踏まえたモバイル市場競争 促進プランを着実に実施することを令和5年11月に公表した。その内容は、 以下の三つを柱としている。

- 1. 納得感のある料金・良質なサービスの実現
 - O 中古端末の安心・安全な流通を促進するため、中古端末の民間事業者 団体の取組をサポート。
- 2. 事業者間の乗換えの円滑化の加速
 - MNPワンストップ化等の新制度により、いつでも自由に容易な手続で料金プランの変更ができるようになったこと等の国民理解の向上を図るため、メディア等を活用した配信等の周知広報を実施。
 - 令和5年5月24日にMNPワンストップを開始したが、現時点で対応している事業者は6社にとどまっている。MNPワンストップ化を推進するため、MNPワンストップ対応事業者の拡大を推進する。
- 3. 事業者間の公正な競争環境の整備の促進
 - 通信料金・端末料金の分離に係る規制対象から、独立系MVNOを除き大手MNOと独立系MVNOとの適正な競争関係を確保する制度改正を年内に実施。具体的には、MVNOに係るシェアの基準を 0.7% から 4%に変更。
 - 〇 データ接続料の一層の低廉化(2025年度までに2023年度当初から約3割低減化)。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】日本の携帯市場は特定メーカーの端末(i Phone)の人気が高く、 比較的新しいモデルを消費者が追いかける市場。消費者が望む端末の提供が ないと料金・サービスの競争効果が働かないのではないか。また、独立系M VNOへの端末供給はMNOと同等となっているか。
- 【2】MNPワンストップを周知するだけでは高齢者には事業者間乗換えのハードルが高い。乗換えや残債等について幅広く相談でき、アドバイスが受けられる相談窓口が重要ではないか。販売代理店以外の相談窓口の設置を検討してはどうか。

- 【3】MNPワンストップは、利用者のニーズに基づくものか。それともMV NOの要望によるものか。
- 【4】MNPワンストップの対応事業者が現状6社に限られているのはなぜか。 MNPワンストップ対応事業者の拡大予測などがあれば伺いたい。
- 【5】通信・端末分離規制の対象となるMVNOのシェア基準を 0. 7%から 4%に変更するということだが、その理由とシェアを基準とした理由を伺い たい。また、当該基準を 4%にした場合の対象企業数は、どのようになるのか。
- 【6】ネットワークのトラヒック増加に伴い設備投資が必要となる中で、データ接続料の3割減はどのように達成される見込みなのか。一方、卸料金は高止まり感があるが、何か対応を検討しているか。

- 【1】幅広い端末が提供される環境が重要であり、中古端末だけでなく、高機能で高価格な端末も提供されるよう現在議論をしている。また、数の上ではMNO4社による端末供給が多いが、今後、独立系MVNOの端末供給が増え、競争が活性化することを期待。
- 【2】利用者が契約内容について相談できる場は重要であり、携帯電話事業者の取組を引き続き注視したい。利用者が事業者と接する場として販売代理店は重要であり、MNOによる販売代理店への指導義務が適切に果たされることを期待。
- 【3】MNPワンストップは、事業者間の乗換えがより容易になってほしいという利用者からの要望を受けたもの。
- 【4】MNPワンストップ対応の事業者が限られているのは、対応に費用がかかることによるものと考えられる。システム更改のタイミングにあわせる事業者もあると聞いており、幅広い事業者に対応いただけるよう引き続き働きかけを行いたい。大手のMVNOについては、対応時期を公表できるよう調整を進めている。
- 【5】規制対象事業者については、電気通信事業法で市場シェアを基準とすることとされている。4%という市場シェアは、過去、楽天モバイルの価格改定時に市場に対して一定の影響があったとの議論があり、その際の楽天モバイルのシェアを踏まえたもの。今回の改定により規制対象事業者数は、30社から28社へと2社減少する。
- 【6】データ接続料の3割減については、MNO3社から提出のあった将来原価方式に基づく予測値を単純平均したものであり、2023年度から2025年度にかけてデータ接続料が3割減少する結果となった。卸料金については、接続料とは異なり原価ベースで算定するという規制はないが、令和4年の改正電気通信事業法により、卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込

まれている費用項目について情報提示義務が設けられており、今後の状況を 注視したい。

第2章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 電気通信事業業界団体等との意見交換

(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会、(一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム等の業界団体と意見交換を実施し、電気通信紛争処理委員会の役割、機能、実績等について紹介するとともに、最新の業界動向や電気通信紛争にかかるニーズ等について情報収集を行った。

2 総合通信局等を通じた周知

総合通信局総務課長会議等を通じて、総合通信局等に委員会リーフレットの配布を行うとともに、管区内の通信・放送事業者を対象に積極的にリーフレットの展開を行うよう呼びかけた。

3 研修における委員会業務説明

ODAの一環としてJICAが実施するエチオピアへの国別研修「通信規制 分野における技術・管理運営能力強化」において、委員会の機能、あっせん・ 仲裁手続の概要、紛争処理の実績・事例研究、事業者等相談窓口等について、 事務局職員による講義を行った。

4 電気通信紛争処理マニュアルの改定

委員会が関係する紛争解決のための制度の手続の解説と実際に処理した事例の紹介をまとめた「電気通信紛争処理マニュアルー紛争処理の制度と実務ー」について、令和5年度の電気通信事業法改正に関する内容を盛り込むとともに、関係資料の現行化等を行い、7月に委員会ホームページに掲載し、製本した冊子を総合通信局等に配布した。

5 電気通信事業者への資料の送付

所管部局に依頼し、全国の届出電気通信事業者に対し、委員会が取り扱う事 案及び事業者等相談窓口等を記載した資料を送付した。

6 日本語版・英語版ホームページの改定

日本語版ホームページについて、「よくある質問」コーナーの拡充や委員会開催状況のレイアウト整理等により内容の充実化・見やすさの改善を図るとともに、英語版ホームページについて、情報の更新やデータの追加等を進めた。

第3章 委員会に関係する制度改正等

- 電気通信事業法の一部改正及びその施行に伴う電気通信紛争処理マニュアルの改定
 - (1)特定卸電気通信役務の協議に係る適正性確保のための委員会諮問事項の 追加
 - ・ 指定電気通信設備(以下「指定設備」という。)を用いた卸電気通信役務(以下「指定設備卸役務」という。)のうち、多くの電気通信事業者が提供を受けている光サービス卸やモバイル音声卸については、長期にわたり卸料金が高止まりしている点が指摘されていたこと等を踏まえ、指定設備卸役務の提供について、引き続き相対契約を基本としつつも、指定設備を設置する電気通信事業者(以下「指定設備設置事業者」という。)に対し、当該事業者の交渉上の優位性や卸先事業者との間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備として、指定設備卸役務に係る新たな規律を整備するため、電気通信事業法の一部が改正され、令和5年6月16日に施行された。
 - ・ 委員会と関連深い改正内容としては、①正当な理由のない限り特定卸電 気通信役務(指定設備卸役務のうち、電気通信事業者間の競争関係に及ぼ す影響が少ないもの以外のものをいう。以下同じ。)を提供する義務及び ②卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者に情報(料金の算定方法等一定の 協議の円滑化に資する事項)を提示する義務(以下「情報提示義務」とい う。)の新設である。
 - ・ ①については、電気通信事業者が特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、指定設備設置事業者がその協議に応じず、又は協議が整わなかった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときに、総務大臣が協議開始・再開命令を発する場合には、総務大臣は委員会に諮問することを要するものである。
 - ・ ②については、指定設備設置事業者が情報提示義務に違反したときに総 務大臣が業務改善命令を発する場合には、総務大臣は委員会に諮問することを要するものである。

(2) 電気通信紛争処理マニュアル等の改定

- ・ 改正法を受け、電気通信紛争処理マニュアル中、「第 I 部 手続解説」において、「総務大臣からの諮問に対する審議・答申」の対象である「接続協議等の対象となる協議命令」に「特定卸電気通信役務の提供に関する契約」を、同じく「委員会に諮問がなされる命令等」に、「特定卸電気通信役務に係る情報提供義務に違反した場合の当該役務を提供する電気通信事業者への業務改善命令」を追加した。
- ・ このほか、改正法を受け、電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領(令和4年3月22日電気通信紛争処理委員会決定第一号)を更新した。